

福祉新聞 2011 年（平成 23 年）8 月 29 日

<厚労省 介護職員らのたん吸引>

◎改正省令案の意見募集

厚生労働省は 10 日、社会福祉士及び介護福祉士法が改正されたことに伴う改正省令案を示し、意見募集を治めた。2012 年度から一定の要件を満たした介護職員らによるたんの吸引が法律で認められるが、その要件となる研修内容などについて明らかにした。9 月 9 日まで意見を受け付ける。9 月 2 日には都道府県の担当者向けの説明会を開く予定。

介護職員らが実施できる行為の範囲は「喀痰（かくたん）吸引」（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）と「経管栄養」（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）で、研修内容は基本研修（講義 50 時間と演習）と実地研修（三つの類型から選択）の二つ。

研修機関（都道府県に登録）については、講師として確保すべき医療職種などを示した。基本研修と実地研修の実施は必須で、受講者を試験などで評価する。一方、介護福祉士養成施設では、実地研修は努力義務とするにとどめた。

研修を修了した介護職員らによってたんの吸引を実施する事業所は、都道府県に登録しなければならないが、その際の要件（医療関係者との連携、安全確保措置）も示した。

これまで例外的にたんの吸引を認めてきた厚労省通知に基づいて実施している介護職員らへの経過措置については、「必要な知識及び技能を有していることを証明する書類を提出し、都道府県知事の認定を受けるものとする」とした。

この「証明する書類」とはこれまで厚労省が発出してきた通知に基づく研修の修了証などを指すが、厚労省はその詳細を新たに通知で示す予定だ。

これらとは別に、2015 年度からの介護福祉士国家試験に向け、実務経験 3 年以上の人が受ける「実務者研修」（450 時間）の実施機関の指定基準についても意見募集を始めた。

実務者研修の実施機関は「実務者養成施設」と称し、昼間、夜間、通信の 3 類型を設ける。昼間、夜間課程の専任教員は最低でも 3 人必要だが、そのうち 1 人は厚労省が定める「実務者研修教員講習会」（50 時間）を修了することなどが求められる。

たんの吸引など「医療的ケア」（50 時間）を担当する教員は、厚労省が定める「医療的ケア教員講習会」を修了することなどが求められる。同講習会の内容・時間は未定。

「医療的ケア」とは都道府県に登録した研修機関が行う基本研修と同じ内容で必須科目となるが、実地研修は必須ではない。

養成施設でも「医療的ケア」が必須となるが、担当教員は同様に「医療的ケア教員講習会」を修了することなどが求められる。

意見の送付先はいずれも厚労省社会・援護局福祉基盤課

（FAX 03・3591・9898）で、9 月 9 日まで受け付ける。